

名門鳩山家の相続

鳩山安子さんの資産

鳩山由紀夫元首相と鳩山邦夫元総務大臣の母であり、政界のゴッドマザーと呼ばれた鳩山安子さん(享年 90 歳)は、2013 年 2 月 11 日に亡くなりました。安子さんの遺産は 300 億円以上だったと言われています。安子さんの父親は、ブリジストンの創業者である石橋正二郎さんで、1976 年に石橋正二郎さんが亡くなった際に、ブリジストン株等 100 億円以上の遺産を相続しました。また安子さんは、夫の鳩山威一郎元外務大臣(鳩山一郎元首相の長男)の 1993 年の相続で、遺産約 152 億円の一部を相続しました。この時、同じく威一郎氏の遺産を相続した由紀夫氏と邦夫氏は、17 億円ずつの相続税を収めるのに苦労したと言われています。

安子さんは、由紀夫氏と邦夫氏の政治活動の資金面を支えていました。1996 年に二人が新党(旧民主党)を結党した時の資金数十億円は、安子さんの個人資産だったそうです。2009 年には、由紀夫氏と邦夫氏に 5 年間、それぞれ毎月 1,500 万円、総額約 9 億円の資金提供をしていたことが判明しました。その当時、首相だった由紀夫氏の資金管理団体が政治資金収支報告書に虚偽の記載をしていたことが発覚し、後に関係者が逮捕され有罪判決を受けています。

息子たちへ 42 億円を生前贈与

安子さんは、2011 年に由紀夫氏と邦夫氏へ、現金(24 億円)、不動産(由紀夫氏は、室蘭市のビルと土地、邦夫氏は、久留米市の土地)、ブリジストン株(100 万株)の総額約 42 億円ずつを贈与しました。2011 年の贈与税の最高税率(贈与額 1 千万円超)の税率は 50% で、控除額は 225 万円でしたので、由紀夫氏と邦夫氏は、それぞれ約 21 億円の贈与税を支払ったことになります。

一般的に株の生前贈与は相続税の節税対策になると言われています。理由は、株価が安い時に贈与

すれば、それだけ贈与税が低く抑えられ、しかも贈与した後の配当金や売却益は贈与された側の収入になるからです。実際、ブリジストン株価は、2011 年初め 1600 円台でしたが、2015 年 4 月には 5000 円台の値をつけています。50% の贈与税を支払っても、資産価値が倍以上になったので、贈与税を上回る資産が次世代に移転したことになります。

2013 年の安子さんの相続では、遺産はブリジストン株、不動産(文京区の一等地、音羽にある鳩山会館の土地)等、総額 300~400 億円とも言われています。由紀夫氏は、安子さんの遺産から、ブリジストン株や音羽の鳩山会館等を相続しました。また邦夫氏は、ブリジストン株、文京区本郷 5 丁目、本駒込 6 丁目等の不動産等を相続しました。国会議員の 2013 年の所得報告書によると邦夫氏は、相続税を支払うために相続したブリジストン株を売却し、売却益 28 億 7,579 万円を収入として計上しています。

鳩山邦夫氏の急死

その邦夫氏も、2016 年 6 月 21 日に急死しています。邦夫氏の遺産は有価証券だけでもその時点の時価 173 億円で、そのかなりの部分がブリジストン株とされています。兄の由紀夫氏も同様の資産を保有していると推測されます。株価が安いうちに生前贈与してもらったからこそ、それだけの金融資産が残り、鳩山家の場合は、「相続が三代続くと殆どなくなる」ことにはならなかったのでしょう。

(株)ブリジストン株価



(C) 2016 Yahoo Japan Corporation.

<http://stocks.finance.yahoo.co.jp>